

府 令

○内閣府令第七十八号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百六十三条第一項ただし書、第百六十六条第六項第八号及び第百六十七条第五項第八号並びに金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の三の第五号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第一条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次の一号を加える。

三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項第二号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

第三十条第四項中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、他の会社を「会社」に改める。

第五十九条第二項第二号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。
三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

第五十九条第四項中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、他の会社を「会社」に改める。

第六十三条第二項第二号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

第六十三条第四項中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、他の会社を「会社」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省 令

○財務省令第六十六号

国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)第十條第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

財務大臣 城島 正光

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則(昭和三十一年大蔵省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号10中「株式会社国際協力銀行貸付金債権」を「株式会社国際協力銀行貸付金債権、修習資金貸与金債権」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第三十条第一項の規定を実施するため、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

農林水産大臣 郡司 彰

水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令

水産資源保護法施行規則(昭和二十七年農林省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條を第十一條とし、第九條の前の見出しを削り、同條を第十條とし、同條の前に見出しとして(罰則)を付し、第八條の次に次の一條を加える。

(報告の徴収)

第九條 総トン数二十トン以上の漁船の船長は、農林水産大臣が漁具の流失につき水産資源の保護培養のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定めた場合には、当該定めに従つて報告しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○農林水産省令第六十号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三條第一項第十六号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

農林水産大臣 郡司 彰

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第五号中「包括遺贈」の下に「又は相続人に対する特定遺贈」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。